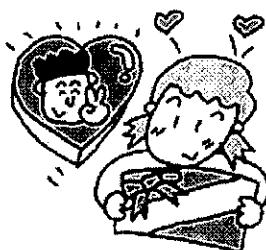


二年保険裁判連盟

第二四号 一〇〇八年一月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つぐし法律事務所
(〇七五一一四一一二一四四)

高松総会、200人を上回る過去最高の参加で成功！



初めての四国での総会・

交流会となつた高松総会は
2007年9月23日過去
最高の200名を上回る参
加でおおいに盛り上がりま
した。

記念講演では、後藤道夫
都留文科大学教授から、
ワーキングプアと生活保護
についてのわかりやすい講
演がありこの問題で理解を
深めました。

特別報告では、焦点の北
九州市の生活保護行政につ
いて検証委員会を舞台に市
当局の生活保護行政につい
ての誤りが明らかになつて
いることを現地の高木健康
弁護士が報告されました。
また、三郷市で生活保護で
初めての証拠保全が認めら
れた経験が猪俣弁護士から

報告され、さらに、支援費で支
給サービスが激減した問題で裁
判を起こし、画期的な実質勝利
を勝ち取つた東京・大田区の鈴
木訴訟の原告の鈴木さんと藤岡
弁護士から報告を受けました。

貧困の拡大が誰の目にも明らか
になり、生活保護への関心が高
まる中、多彩で有意義な交流が
できました。

記念講演

「ワーキングプアと生活保護
ー社会連帯の構築に向けて

ー」 後藤道夫教授

講演の要旨は、貧困を無くすこ
とと生活保護に対する近年の抑圧
をともに跳ね返すためには、本格的
な福祉国家体制の構築を目指しな
がら運動をする必要があるという
ことです。

近年の生活保護の抑圧には二つ

の理由があります。一つ目は、構
造改革による自治体の疲弊など
から来る保護費削減の圧力です。
二つ目は、急増するワーキング
プアと保護受給者との処遇のバ
ランスを取るために、ワーキ
ングプアは、「自分は働いている
のに、何故保護受給者と自分の
生活水準はこんなに違うのか」
という思いを持つています。政
府はこうした妬み、嫉みに依拠
し生活保護に対する圧力を強め、
同時にワーキングプアの放置を
合理化しているのです。そして
近年、国民の中に「努力の不足だ
けではなく運や環境の悪さも自
己責任」という考えが浸透し、政
府のワーキングプアの放置を容
認する状況となっています。

正規の増加は、現在の貧困世帯の増加
に繋がっています。さらに彼ら非正規
や無業者には、職業訓練を受けるチャ
ンスがありません。職業訓練を受けら
れなかつた若者は、職業能力や自覚を
身に着けられず、一生を不熟練労働者
として過ごす可能性が高くなります。
ワーキングプア世帯は現在、勤
労世帯中の二割まで増え、貧困
世帯の中の多数派になつてしま
す。その中身は子育て世帯が中
心です。これは日本が近代的な
福祉国家の水準に達していない
福社でしょ。近代的な福祉国

景として、勤労世帯への最低生活保障
もう一つのワーキングプア拡大の背

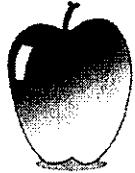
家とは、本来これらの世帯の保障が充
実しているはずです。さまざまなOE
CDのデータを見ると、社会保障分野
では、日本は悪いほうから1番、2番
目の辺りです。では、こうしたワーキ
ングプアの拡大が起きたのは何故で
しょうか。

最大の背景は、労働市場の巨大な転
換とそれによる労働条件の水準破壊で
す。近年の日本型雇用の解体、特に小
泉内閣が引張った2001年からの
大リストラは、大きな事件であつたと
言えます。財界は当初大リストラに反
対していたものの、不況に対して他に
打つ手も無く、方針を転換し大リスト
ラを敢行します。しかし、ジャーナリ
ズムも民間の労働組合もこれにほとん
ど批判の声をあげませんでした。この
ことが影響し、「長期雇用慣行を崩し
てよい」という権利を財界・経営者側
が手に入れることとなりました。

この日本型雇用解体の一例として、
フルタイム型非正規労働者による正規
労働者の置き換えが挙げられます。十
分とはいえない収入で自活している非
正規の増加は、現在の貧困世帯の増加
に繋がっています。さらに彼ら非正規
や無業者には、職業訓練を受けるチャ
ンスがありません。職業訓練を受けら
れなかつた若者は、職業能力や自覚を
身に着けられず、一生を不熟練労働者
として過ごす可能性が高くなります。
非正規の増加はワーキングプアを将来
に向かつても、拡大させる要素になっ
ているのです。

の底が抜けていることが挙げられます。
最低生活保障の一環である日本の最低
賃金制度は、生計費を保障するもので
はない、非常に低水準です。日本の政
府は、70年代初頭から、社会保障の
あり方を「勤労不能者に対して行うも
のだ」という方向に転換し、国民にも
その意識を植え付けました。そのため、
「勤労世帯も社会保障で暮らす」という
当たり前のことですが、國民の中にも
存在せず、最低生活保障を立て
直す動きにつながりません。

生活保護においては、64年の第二
次適正化の際、稼働世帯が生活保護か
ら排除される転換が行われました。こ
のとき生保運動は孤立し、他の社会運
動・労働運動と連携が上手くいかず鎮
圧されました。この生保闘争の孤立の
状態は、現在も変わっていません。社
会保障闘争が連携していかなければ、
現在の状況は打破できないでしょう。
以上より、貧困や生活保護の問題を
解決するには、福祉国家型の大きな政
府を本気で打ち出す他ない、というの
が結論です。そのために必要なことの
一つに、勤労世帯の社会保障運動と非
勤労世帯の社会保障運動がお互いに支
え合う枠組みを作り上げることがあり
ます。現在ワーキングプアの闘争の要
になりそうなものが、国民健康保険闘
争です。こうした大規模な闘争が生保
闘争を包むことで、生保闘争の闘いが
国民の社会保障全体を高める牽引車に
なれるのではないでしょうか。



特別報告

⑩ 北九州市での餓死事件 生活保護行政改善の取組み

北九州市で昨年秋から1年の間に、めまぐるしくいろんなことが起きた。

で要介護男性が生活保護を受けられないで孤独死したということがあり、2006年5月には門司区でやはり生活保護を拒否された方がミイラ化した状態で見つかった。これが全国に有名になり、北九州市の生活保護が酷いということになり、その後市長が代わって、少し改善しようと言っていた矢先、今年の7月に今度は小倉北区で、生活保護を辞退させられて死んでしまうということが起つた。これについて市の方は、「自分たちはモデルケースだと考えていて誤りはなかつたと思う」と当初は言つていたが、この人は日記を書いていたということが分り、日記には「せっかく頑張ろうと思っていた矢先切りやがつた。生活困窮者は早よ死ねつてことか」5月25日「小倉北の職員これで満足か。3月、家で聞いたこと忘れんぞ。市民のために仕事せんか。法律は飾りか。印まで押させ、自立指導したんか。腹減つた、おにぎり腹一杯食いたい。体重も68kgから54kgまで減つた。全部自分の責任です」5月26日「人間食つても10日生きてます。米食いたい、おにぎり食いたい」6月4日「腹減つた、おにぎり食いたいー、15日米食つてない」と書かれてあつた。北九州市の生活保護行政は申請率がわず

か20%にも届かず、10回行つても8回は断られ、一人平均5回行かないと受付けてもらえないというのが実態。従つて、北

んな応援を頂い
後もこの運動を
強めていきたい

て頑張つている。今
を続けていきたいし、

拠保全は、あくまで裁判での利用を前提としていること。そのために、中立ができる人は、裁判の原告適格を有する人に限られる。もう一つの違

た。隣の葛飾区に転居先を見つけなさいと指導されたため、頑張つて葛飾区に転居先を見つけた。見つけたところ、妻と娘については、保護を守らなければならぬ。

②埼玉・三郷事件、ケース記録証拠保全と取組み

拠保全は、あくまで裁判での利用を前提としていること。そのために、中立ができる人は、裁判の原告適格を有する人に限られる。もう一つの違いは、情報公開請求の場合は、関係書類が全部出てこないことがある。また、相手側にとつて不利な書類の

た。隣の葛飾区に転居先を見つけなさいと指導されたため、頑張って葛飾区に転居先を見つけた。見つけたところ、妻と娘については、保護を打ち切られた。また、都のほうから「旦那さんが自主的に退院した」と連絡があり、それと同時に世帯全体への保護が廃止になつた。生活

昨年門司の事件を受けて全国から専門家や弁護士が集まり、全国調査団が調査した。とにかく窓口での申請をさせるんだと。いうことで、25人一齊申請に同行し、全員申請を受付させ、保護が始まるべきだと思われる20人の保護が開始になつた。北九州市民も北九州の生活保護行政を変えてもらわないといけないということになり、市長もこれまでの市政を変えようといふ返事をした。市長は門司の餓死者の住宅を訪れて献花をし、検証委員会を立ち上げ、3つの事件について市に責任があるのかどうか検証していくとしている。八幡東の事件では、糖尿病で盲目を失明し注射を打つていたといふことを保護課が十分に把握していなかつたこと、小倉北の事件では辞退届を提出させ、その後生活していくのか調べていいない、また医師の「就労可能」の診察により就労指導をしたというだが、医師は言つていないと市に抗議し大きな問題になつてゐる。

証拠保全とは、裁判に備えて、証拠の保全をすること。その目的は、次回の裁判の為に、証拠の改ざんや隠滅を防止することにある。主な使用事例として、証拠保全手続きが一番使われるのは、医療訴訟。患者が持つている情報が非常に少ない一方で、病院側が持つてているカルテには重要な情報が書かれており、病院側がとつた誤った措置がそのカルテによって明らかになる場合がある。相手に察知されないようにできるのが特徴。手続きは、i 裁判所に証拠保全の申立をする。申立書類には、一応確からしい疎明資料を添付する。ii 裁判官と面接をする。通常は一回で終わる。iii 要件を満たせば、裁判所が証拠保全決定を出す。決定時に、いつ病院なり、福祉事務所に乗り込むかということの日程調整をする。裁判官、弁護士、カメラマンが行く。カメラマンを連れて行く理由は、その場で写真撮影をするため。iv 証拠保全の当日、乗り込むだいたい一時間くらい前に裁判所からこれから行きますよという形で執行官が予告をしてくる。v 乗り込んで、文書を出させて、撮影をする。だいたい2、3時間で終わるときが多い。証拠を出させる方法として、情報公開制度がある。情報公開との違いは、証

一部が黒塗りされていたりする場合もある。しかし、証拠保全制度の場合は、裁判所が決定で認めたもののは全て対象になるため、そういうことはない。

三郷事件について、家族構成は、妻と長男と、次女の四人家族。2004年12月、大黒柱である夫が白血病で緊急入院。それと同時に夫は嘔吐を失い収入が途絶える。妻はもともと精神的に不安的な部分があり夫の入院のショックで精神科に通院するようになる。年明けの1月に窓口に生活保護の申請に行つたが、申請をさせてもらえないかった。2月から長男が派遣社員として仕事をする。それでも月収10万円程度。世帯の家計を支えるには至らない。改めて福祉事務所に行くがまた申請させられぬなかつた。職員から、「奥さんあなたが働けばいいでしょ。親戚の援助を受けなさい。車があるので、生活保護は受けられない。」と言わねる。その後1~2年半にわたつて、10回程度申請に行つたが申請することはできなかつた。最終的に弁護士が同行することによつてようやく申請できた。弁護士が同行した際はほとんど抵抗がなかつた。保護開始になつたが、住宅費が高すぎるという理由で、住宅費の支給がされなかつ

がまた再びできなくなつた。その後、弁護士の援助もあつて葛飾区で2カ月半ぶりに保護開始になり、生活できるようになつた。

三郷事件における証拠保全

2007年3月19日に裁判所に申立をする。5月9日に裁判所から証拠保全の決定がある。

裁判所が非常に慎重だつたため、通常以上に時間がかかつた。一つの理由は、前例がないということ。もう一つの理由は、相手が行政であるということ。行政が破棄や具体的な改ざんなどをする恐れがあるのか、そういうところに裁判所はこだわつていた。計、面接を3回くらい行つた。新しく4月の異動で裁判官が交代して、ようやく決定が出た。

その後に福祉事務所に乗り込んだ。福祉事務所の方々も、前例がないため、慣れておらず非常に慌てていた。関係書類を全部出せといふ要求をしたので、出してくれたが、各種チェックしていくと、本來あるべきはずの、面接記録がないということが分かつた。これで全部ではないのではないかと、問いただすと、実は他にもあつたことが分かる。その書類は、倉庫のほうにあつた。取りに行つてもらつて、全体の記録を確保できた。

三郷事件については、担当者がいろいろと分析して、2007年7月11日に

国家賠償請求訴訟を提起した。第一回の期日が2007年10月31日に予定されている。裁判所は大きな法廷を使わない。あるいは、第一回だけは使わせてあげてもいいが、二回目以降は大きな法廷は使わない、と確約すれば、使わせてあげると言つてきていた。

③東京・鈴木支援費訴訟

まず、原告である鈴木敬治さんから「(訴訟を起こした)三年前は弱かつたけれど、この裁判を通して強くなれました。私の裁判を励ましていただきありがとうございました。」とあいさつがあり、次に鈴木さんの弁護人である藤岡毅氏から裁判の経緯と意義について報告が行われました。

この裁判は単なる生活保障裁判ではなく人権裁判である。障害者の介護保障をめぐる問題であり具体的には移動介護の保障である。事件の概要としては、支援費制度の行なわれていた2003年度に大田区助役の決定により、それがまで月124時間の移動介護が保障されていたのが約4分の1である32時間に削減され、不服申立を行なうも却された。それに対し裁判を起こしたものである。訴訟の結果は形式的には敗訴であるが、「当時の処分は法の趣旨に反し、社会通念に照らしても違法であり行政の裁量権を逸脱している。」と判断されたことは画期的であり、実質的な勝利である。

この判決は、自治体が財政難を理由として支援費支給量の上限規定を設け止」との結論は出でていない。また、生活保護基準以下の収入しか得られない世帯を含んでいる「低所得世帯」とのこと、介護支給決定における必要即応の原則（介護支給決定は個々の障害者

のニーズに合わせて決められるべき）を認めたことは大いに評価できる。

また、この判決の意義としては、先にも述べた障害者の公的介護保障請求権に関する必要即応の原則、すなわち、行政があらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

の二ースに合わせて決められるべき)の収集方法が非公開のままであるなど、の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も行つてることをオーブンにし

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会が始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

警察官2名、刑務官OB1名、市職員1名が相談係りとして配置され、申請権

侵害が問題となり、警察官配置の実態が報道される。警察官は一旦退くが、今

まに引き上げたが以前の124時間に及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が持ち家を所持している場合(評価額50万円)、それを担保として生活資金を

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ杓子定規な介護給付の基準を定め決定を行うこと

は裁量権の逸脱にあたり、個別具体的な判断が必要であることを認めさせた

ことと、福祉給付行政訴訟の分野の数少ない実質的勝訴を勝ち取ったことである。

鈴木さんの現状としては、判決で違法とされて行政側は移動介護を90時

度はOBが配置される。しかも同行し及んでいないのでまだまだ抗議していかなくてはならない、と締めくくられました。

業員は社会福祉主事でなければならぬが、議会は否定している。これらによつて①保護課における福祉の意識の薄れ②高松市を見習うところが出てきている。

3、要保世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)について(司法書士木谷公士郎氏)

今回のこの制度の発端は「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論であり、厚労省が議論を制度化して利用した。65歳以上の高齢者が

*各地弁護団では、各地の準備書面など交換してよいところを

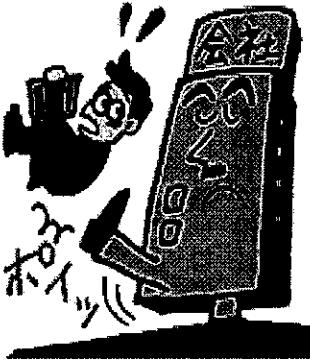
*高松市は窓口規制の典型だが、

の二ースに合わせて決められるべき)の制度を利用せざるを得ないのである。高齢者の家に対する思いから、要

も述べた障害者の公的介護保障請求権も述べた。専門委員会始まる前、「骨太方針2003」で両加算の抑制がすでに決められており、生活実態を見ずに政策

ががらかじめ画一的かつ

功したA氏本人も「みなさん負けずに頑張りましょう。」と発言した。また、A氏が緊急入院する際に安田氏に連絡をした藤島元議員は、「命と暮らしを守るネットワークの必要性を痛感した。国保と生保は裏表であり、命に直結する問題だ。」と語った。次にホームレス支援の活動報告として、松山市で活動するオープンハンドまつやまの学生メンバーである愛媛大学の飯田葉子さんが、オープンハンドまつやまの紹介と松山市の路上生活者の状況、路上生活者との出会いと支援について報告した。体が悪い高齢女性への支援の中で、「土の上にいたい」という本人の意志を尊重することと、命を優先するために強制的にでも病院へ行くことの意見の対立に悩みながらも、自分たちの活動の意義を考えていくという。最後に同じくホームレス支援を行っている東京都の自立生活サポートセンター・もやいの湯浅誠さんが報告をした。もやいは、路上生活者がアパートに入るために、また路上生活者の横つながりを作るために立ち上げたといふ。湯浅さんは、「支援を通じていろんなところに共通して貧困という問題があることが見えてくる。支援する側には分野を超えた交流や取り組みが必要である。」と話された。



功したA氏本人も「みなさん負けずに頑張りましょう。」と発言した。また、A氏が緊急入院する際に安田氏に連絡をした藤島元議員は、「命と暮らしを守るネットワークの必要性を痛感した。国保と生保は裏表であり、命に直結する問題だ。」と語った。次にホームレス支援の活動報告として、松山市で活動するオープンハンドまつやまの学生メンバーである愛媛大学の飯田葉子さんが、オープンハンド

運動の交響曲

生活保護基準額引き下げるストップ!

2007年という年は、生活保護の歴史にとって後世に記憶される年になるのではないか。

生活保護基準をめぐって切り下げ反対の大きな取組みが起り、結果として切り下げにストップがかかったのだ。

2007年10月19日に突然開催された「生活扶助基準に関する検討会」(社会援護局長の私的研究会)は、あれよあれよという間に、わずか5回の検討会の後に、1月30日に引き下げ容認のまとめをしてしまった。

生活保護基準額の決定には国会の議決等は必要ではなく、厚生労働大臣が告示によつて単独で決定できる。しかし、今回の生活保護基準額の引き下げの動きに対しても、生活保護利用者、障害者、ひとり親などの当事者、また当事者を支援する法律家や草の根の支援者、ケースワーカー、研究者などによる反貧困運動の盛り上がりによつて、生活保護基準額引き下げは最終的に止められたのだ。

下の点が上げられる。

第1に、生活保護基準額は、これまで生活保護利用者の生活費、生活

水準の問題といつても限られた人たちの問題と思われてきた。しかし、今回の取組みで生活保護基準額が広範な市民生活に直結するものであることが明らかになり、多くの市民や議員の共通認識として広がった。

第2には、生活保護基準額そのものの低位さがあらためて明らかになつたことである。諸集会などで生

活保護利用者がギリギリの生活を送つて自らの生活実態を、勇気をもつて明らかにし、これ以上の切

り下げが死活問題であることを訴え、共感を呼んだ。また、原油高を原因とする食料品をはじめとする物価高騰への懸念もあつた。

第3には、余りにも拙速かつ強引な国のやり方への批判である。

第4には、政治情勢の問題がある。参議院での与野党逆転という情勢のもとで、市民生活に直結する最低生活費の引き下げを強行すれば、「弱いものいじめ」と批判され、「選挙で戦えない」ということになる懸念が与党に広がった。

今回の引き下げについての問題点は下記の通りである(「生活保護問題対策全国会議」の国会議員宛要請文より)

国会議員 各位

要請書

2007年12月4日

「こんなに問題あり! 生活保護基準の「見直し」。

厚生労働省の暴挙に

「待つた」を!

厚生労働省は、11月30日、10月19日以来わずか5回しか開催されず、しかもたつた5人の有識者からなる「検討会」の報告を受けて、生活保護基準の大幅な引き下げを行う方向性を示しています。しかし、国民生活に多大な影響を及ぼす生活保護基準の見直しは、本来国会で十分に論議されるべき問題です。また、「検討会」資料等をとおして見ても、ますます厚生労働省による今回の基準「見直し」のおかしな点が明らかになりつつあります。

厚生労働省は「第1十 分位」(収入階層5万円から336万円)の消費支出と比べて保護の基準が高すぎると言っています。しかし、低所得者のエンゲル係数は本来低収入であれば上がるはずなのに2割台にとどまっています(保護利用者では約3割)。相當に食費を切り詰めていることがうかがえます。

高校までの学校教育費以外の教育費には742円しか支出できません。貧しさ故に教育機会が奪われています。

单身高齢者の「交際費」は月額1149円にとどまっています。

こんな苦境にあえいでいる低所得者の暮らしと生活保護利用者の生活レベルの引き下げ競争を行うことは許されません。

1 引き下げの影響は国民生活全般を直撃します。

生活保護基準の引き下げは、課税最

低限の切り下げやさまざまな社会福祉・社会保障制度の基準の切り下げ等と連動し、最低賃金、基礎年金支給額にも影響を及ぼし、国民生活全般に多大な影響を及ぼします。

歴史的な勝利の要因としては以

て、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準を考慮するよう明文化されることが決まった直後に生活保護基準を引き下げるとは、これまでの国会における議論を無視する暴挙と言わざるを得ません。

ただでさえ、食料品等の値上げが進行している中、保護基準の引き下げが低所得者ははじめ多くの市民の生活に打撃を与える懸念があります。

国会議員 各位

要請書

2007年12月4日

特に、最低賃金法の改正において、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準を考慮するよう明文化されることが決まった直後に生活保護基準を引き下げるとは、これまでの国会における議論を無視する暴挙と言わざるを得ません。

国会議員 各位

要請書

2007年12月4日

ティが検証されていません。

また低所得者の多くは、実際には生活保護を利用できることがある筈なのに、生活保護の制度のことを知らないなかで、生活保護を受けられる人のうち実際に受けている人の割合)は高く見ても20パーセントといわれています。低所得者の暮らしとの比較で基準を下げる前に、まずやるべきことは社会保障による暮らしの下支えです。しかし2004年「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」でも指摘された捕捉率の検証は今回全く行われていません。

4 専門家からも疑問の声があがっています。

これまでの「検討会」において検討委員の方々からも厚労省の見直し作業にさまざまな意見が出ておりその一部は「報告書」にも反映されています(「これまでの給付水準との比較を考慮する必要がある」、「単身世帯(60歳以上)については」「(第1・十分位の消費水準が第3・五分位の)5割」とどまつている点に留意する必要がある)「生活保護の基準の設定に当たっては、(略)下回ることのできない絶対的な水準がある、等)。

11月10日厚生労働大臣宛に提出された社会保障、社会福祉分野の教育・研究者による申し入れには、その後の追加賛同も含めて141人が賛同人に名を連ねています。

さらに社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」(2003年8月~2004年12月)

月)の座長だった岩田正美氏(日本

電話: 06-6363-3310 FAX: 06-6363-3320

であつたことを認定された」とを高く評価します。しかしながら、いくつかの点で不十分な点があるため、このままでは、折角の報告書の趣旨が、

最低生活ラインをどのように考えるのかというの、厚労省内の研究会を数回開いてすむような話ではない」(朝日新聞12月1日朝刊)と今

回の厚労省の事の進め方を厳しく批判し、同委員であつた布川日佐史氏(静岡大学教授)も今回の基準引き下げに疑問を呈しておられます。

5 各界からも「声明」や「要望」が相次いで出ています。

すでに8単位弁護士会(福岡、大坂、千葉、滋賀、兵庫、釧路、東京、長崎)や1単位司法書士会(兵庫県司法書士会)はじめ短期間で少なからぬ「声明」や「要望」が発表されています。あらかじめ引き下げという結論ありきの「検討」に反対する苦しむ国民や生活保護利用者の声を無視して、内部的「検討」を重ねて事足れり、といつ厚労省の姿勢は容認できません。

北九州市立生活保護行政 検証委員会「中間報告書」についてのページ

I 当会のパブリックコメント(要旨)
1 調査手法について
(1) 今からでも現地調査を行うこと
(2) 今からでも生活保護利用者を検証委員に加え、利用者の意見を反映すること
(3) 広く市民や利用者の意見を直接聞く場を設けること
(4) 「餓死3事件」について
(1) いざれの事件も市の対応は違法であることを明記すること
(2) 市は速やかに遺族に謝罪すべきこと

II 調査手法について
(1) 今からでも現地調査を行うこと
(2) 調査対象としている3つの事件について、検証委員会は今からでも現地調査すべきである。とくに今年7月発覚した小倉北区の事件は、現地の住まいを見なければ、福祉事務所として何をしなければならないかはわからないと考える。さらに、近隣の方の意見を聞くべきである。報告書は地域の見守りを強調しているが、そのこと

であったことを認定された」とを高く評価します。しかしながら、いくつかの点で不十分な点があるため、このままでは、折角の報告書の趣旨が、抜本的な改革を要する北九州市の生活保護行政に生かされないのではないかという懸念を抱かざるを得ません。以下、当会としての意見を述べますので、最終報告書において反映されるよう強く要望するものです。

(4) 検証委員会報告書の実施状況を定期的に点検する、市民、利用者を構成メンバーとする監視委員会(評価委員会)を設置すべきこと

(5) 生活保護行政に疑問があるとき、不当な仕打ちを受けたとき気軽に相談でき、調査、勧告、是正権限をもつ「福祉オンラインパーソン」を設けるべきこと

(6) 二度と生活保護行政による悲劇を引き起こさない決意を内外に示すため、市は慰靈碑を建てるべきであること

(7) 生活保護行政を、地域の見守りの問題等地域福祉とすりかえるべきではないこと



べき」と
(3) 生活保護制度の市民への広報の徹底、保護申請書を市のあらゆる公共機関へ常備し、最低生活費計算ソフトを市民に配布すべきこと

全国生活保護裁判連絡会
代表委員 藤原精吾
事務局長 竹下義樹

(3) 事件発生から繰り返し「問題ない」と言明してきた事件当時の本庁担当者や現場管理職、担当者等についてはしだるべき処分を行うべきこと
(4) 小倉北区で新たに明らかになつた「自殺事件」も調査すること
3 生活保護行政全般について

(1) 1960年代の保護行政について、事実に基づく検証を行うこと
(2) 「数値目標」、「面接業務手引書」の廃棄はもとより、面接主査制の廃止、「生活保護業務手引書」を廃棄す

生活保護問題対策全国会議
護士 尾藤 廣喜
(連絡先) 〒530-0047 大阪市北区西天満3-14
九州市が一貫して「適切な対応であつた」と言明してきた3つの餓死事件について、いずれも行政の不適切な対応の廃棄はもとより、面接主査制の廃止、「生活保護業務手引書」を廃棄す

女子大教授)

門部会を設け、必要な調査がおこな

ていなかつたり、あるいは窓口に保護申請に行つても職員に違法に追い返さ

れたりして保護を利用できていません。

捕獲率(生活保護を受けられる人のうち実際に受けている人の割合)は高く

見ても20パーセントといわれています。低所得者の暮らしとの比較で基準

を下げる前に、まずやるべきことは社

会保障による暮らしの下支えです。し

かし2004年「生活保護制度の在り

方に関する専門委員会」でも指摘され

た捕獲率の検証は今回全く行われていません。

4 専門家からも疑問の声があがっています。

これまでの「検討会」において検討委員の方々からも厚労省の見直し作業に

さまざま意見が出ておりその一部は

「報告書」にも反映されています(「これ

までの給付水準との比較を考慮する

必要がある」、「単身世帯(60歳以上)

が第3・五分位の)5割」とどまつて

いる点に留意する必要がある)「生活保

護の基準の設定に当たっては、(略)下

回ることのできない絶対的な水準があ

る、等)。

11月10日厚生労働大臣宛に提出

された社会保障、社会福祉分野の教育・

研究者による申し入れには、その後の

追加賛同も含めて141人が賛同人に

名を連ねています。

さらに社会保障審議会福祉部会「生

活保護制度の在り方に関する専門委員

会」(2003年8月~2004年12月)

女子大教授)

門部会を設け、必要な調査がおこな

ていなかつたり、あるいは窓口に保護申請に行つても職員に違法に追い返さ

れたりして保護を利用できていません。

捕獲率(生活保護を受けられる人のうち実際に受けている人の割合)は高く

見ても20パーセントといわれています。低所得者の暮らしとの比較で基準

を下げる前に、まずやるべきことは社

会保障による暮らしの下支えです。し

かし2004年「生活保護制度の在り

方に関する専門委員会」でも指摘され

た捕獲率の検証は今回全く行われていません。

4 専門家からも疑問の声があがっています。

これまでの「検討会」において検討委員の方々からも厚労省の見直し作業に

さまざま意見が出ておりその一部は

「報告書」にも反映されています(「これ

までの給付水準との比較を考慮する

必要がある」、「単身世帯(60歳以上)

が第3・五分位の)5割」とどまつて

いる点に留意する必要がある)「生活保

護の基準の設定に当たっては、(略)下

回ることのできない絶対的な水準があ

る、等)。

11月10日厚生労働大臣宛に提出

された社会保障、社会福祉分野の教育・

研究者による申し入れには、その後の

追加賛同も含めて141人が賛同人に

名を連ねています。

さらに社会保障審議会福祉部会「生

活保護制度の在り方に関する専門委員

会」(2003年8月~2004年12月)

女子大教授)

門部会を設け、必要な調査がおこな

ていなかつたり、あるいは窓口に保護申請に行つても職員に違法に追い返さ

れたりして保護を利用できていません。

捕獲率(生活保護を受けられる人のうち実際に受けている人の割合)は高く

見ても20パーセントといわれています。低所得者の暮らしとの比較で基準

を下げる前に、まずやるべきことは社

会保障による暮らしの下支えです。し

かし2004年「生活保護制度の在り

方に関する専門委員会」でも指摘され

た捕獲率の検証は今回全く行われていません。

4 専門家からも疑問の声があがっています。

これまでの「検討会」において検討委員の方々からも厚労省の見直し作業に

さまざま意見が出ておりその一部は

「報告書」にも反映されています(「これ

までの給付水準との比較を考慮する

必要がある」、「単身世帯(60歳以上)

が第3・五分位の)5割」とどまつて

いる点に留意する必要がある)「生活保

護の基準の設定に当たっては、(略)下

回ることのできない絶対的な水準があ

る、等)。

11月10日厚生労働大臣宛に提出

された社会保障、社会福祉分野の教育・

研究者による申し入れには、その後の

追加賛同も含めて141人が賛同人に

名を連ねています。

さらに社会保障審議会福祉部会「生

活保護制度の在り方に関する専門委員

会」(2003年8月~2004年12月)

女子大教授)

門部会を設け、必要な調査がおこな

ていなかつたり、あるいは窓口に保護申請に行つても職員に違法に追い返さ

れたりして保護を利用できていません。

捕獲率(生活保護を受けられる人のうち実際に受けている人の割合)は高く

見ても20パーセントといわれています。低所得者の暮らしとの比較で基準

を下げる前に、まずやるべきことは社

会保障による暮らしの下支えです。し

かし2004年「生活保護制度の在り

方に関する専門委員会」でも指摘され

た捕獲率の検証は今回全く行われていません。

4 専門家からも疑問の声があがっています。

これまでの「検討会」において検討委員の方々からも厚労省の見直し作業に

さまざま意見が出ておりその一部は

「報告書」にも反映されています(「これ

までの給付水準との比較を考慮する

必要がある」、「単身世帯(60歳以上)

が第3・五分位の)5割」とどまつて

いる点に留意する必要がある)「生活保

護の基準の設定に当たっては、(略)下

回ることのできない絶対的な水準があ

る、等)。

11月10日厚生労働大臣宛に提出

された社会保障、社会福祉分野の教育・

研究者による申し入れには、その後の

追加賛同も含めて141人が賛同人に

名を連ねています。

さらに社会保障審議会福祉部会「生

活保護制度の在り方に関する専門委員

会」(2003年8月~2004年12月)

女子大教授)

門部会を設け、必要な調査がおこな

ていなかつたり、あるいは窓口に保護申請に行つても職員に違法に追い返さ

れたりして保護を利用できていません。

捕獲率(生活保護を受けられる人のうち実際に受けている人の割合)は高く

見ても20パーセントといわれています。低所得者の暮らしとの比較で基準

を下げる前に、まずやるべきことは社

会保障による暮らしの下支えです。し

かし2004年「生活保護制度の在り

方に関する専門委員会」でも指摘され

た捕獲率の検証は今回全く行われていません。

4 専門家からも疑問の声があがっています。

これまでの「検討会」において検討委員の方々からも厚労省の見直し作業に

さまざま意見が出ておりその一部は

「報告書」にも反映されています(「これ

までの給付水準との比較を考慮する

必要がある」、「単身世帯(60歳以上)

が第3・五分位の)5割」とどまつて

いる点に留意する必要がある)「生活保

護の基準の設定に当たっては、(略)下

回ることのできない絶対的な水準があ

る、等)。

11月10日厚生労働大臣宛に提出

された社会保障、社会福祉分野の教育・

研究者による申し入れには、その後の

カーは、あばら家のような住居、ライフラインの途絶には目もくれず、病状把握も就労の観点から的一面的なものとなり、「仕事が可能」（それも医師の判断を歪めている）という診断が出るや、就労指導一邊倒に陥り、保護辞退を押し付けた。

今回の3事件の原因は「報告書」が指摘しているように、まさにシステム化された北九州方式にある。したがつて、報告書指摘のアにとどまらず、伊も含め全廃しなければ、悲劇の火種が残つてしまい、時の経過とともに、折角の本報告書の指摘が元の木阿弥になつてしまいかねない。すなわち、「数値目標」、「面接業務手引書」の廃棄はもとより、面接主査制の廃止、「生活保護業務手引書」の廃棄を、報告書に明記すべきである。

(3) 生活保護制度の市民への広報の徹底、保護申請書を市のあるる公共機関へ常備し、最低生活費計算ソフトを市民に配布すべきこと

生活保護法が施行されて57年余り経過するのに、今回のような事件が続発したのは、生活保護という名前は知られていても、その基本的な内容（申請すれば無条件に受け付けられるべきこと、扶養義務は保護の要件ではないこと、辞退届けを書く義務はないこと、最低生活費の計算の仕組など）があまりにも市民に知らされていないことにある。そのことが、行政の恣意を許すことになり、悲劇が引き起こされているといえる。したがつて、生活保護制度を市民に周知させる課題は極めて重要であると考える。

したがつて、市は生活保護制度をあ

らゆる機会をとらえて広報すると、とくに、八幡東、門司区での餓死事件が違法な保護申請拒否が原因であったことを考慮すると、保護申請書を市のあらゆる公共機関へ常備すべきである。さらに、市民自らが最低生活費を知る機会を保障するためには、市は最低生活費を簡単に計算できる最低生活費計算ソフトを全市民に配布すべきである。(少なくとも、市ホームページからダウンロードできるようにすべきある)。以上のことを報告書に明記すべきである。

(4) 検証委員会報告書の実施状況を定期的に点検する、市民、利用者を構成メンバーとする監視委員会(評価委員会)を設置すべきこと

本報告書の8つの提言等の実施状況について定期的に市から報告を求めて、その進捗状況を点検し評価し、不十分な場合には、その原因を明確にして改善策を提言する市民、利用者による監視委員会(評価委員会)を設置すべきである。このことを報告書に明記すべきである。

(5) 生活保護行政に疑問があるとき、不当な仕打ちを受けたとき気軽に相談でき、調査、勧告、是正権限をもつ「福祉オンラインズパーソン」を設けるべきこと

今回の悲劇的な3事件の重要な教訓の一つは、生活困窮市民が福祉事務所の生活保護担当者しか相手にできず、いかに行政の違法な指導や言動があつても、第3者などに相談することもできずに、最終的には死に至つたことである。

あるときや不当な扱いを受けたときに、気軽に相談でき、調査、勧告、是正権限をもつ「福祉オンブズパーソン」制度を設けるべきである。これによつて、利用者は行政と対等の関係に立つ足がかりを得ることができる。これは、現市長の公約でもあり、早急な実現を求める。このことを報告書に明記すべきである。

(6) 二度と生活保護行政による悲劇を引き起こさない決意を内外に示すため、市は慰靈碑を建てるべきであること

我々は、本来命を救うはずの行政の行為によつてこのような悲劇が起きたことが残念でならない。二度とこのような事件を起こさない決意を北九州市当局は内外に示すべきである。この意味で、3人の死者をはじめとする生活保護行政による被害者の靈を慰靈するために、市は慰靈碑を建てるべきである。このことを報告書に明記すべきである。

(7) 生活保護行政を、地域の見守りの問題等地域福祉とすりかえるべきではないこと

2006年5月に門司区における餓死事件が起きたとき、市の当局者は「地域の問題である」ことをしきりに強調していた。しかし、「報告書」も指摘しているように、3つの事件は明らかに生活保護行政それ自体の違法な実施によつて引き起こされたことは明らかである。市民自らが行政に救いを求めに行つてはいるのに生活保護を違法に拒否されたり、現に保護を利用しているにもかかわらず、

併説辯述書を書かされたとして、劇は起きていた。これは、適法な行政を執行するという行政の基本姿勢にかかる問題である。地域福祉とは無縁のことである。

このような行政執行が許されるならば、いかに地域福祉が充実され、貧困者が地域で「発見」され、行政に通報されたとしても、そこで救済を拒否されれば何のための地域福祉かわからないであろう。

したがって、今回の事件が、地域福祉の問題ではないこと、地域福祉を充実すれば今回のような事件が起きないという問題ではないことを、報告書に明記すべきである。

『生活保護「ヤ 北九州方式」 す』の紹介

竹下義樹

『生活保護「ヤミ」の
北九州方式』を紹介す

竹下義樹

経過するのに、今回のような事件が続発したのは、生活保護という名前は知られていても、その基本的な内容（申請すれば無条件に受け付けられるべきこと、扶養義務は保護の要件ではないこと、辞退届けを書く義務はないこと、最低生活費の計算の仕組など）があまりにも市民に知られていないことにある。そのことが、行政の恣意を許すことになり、悲劇が引き起こされているといえる。したがって、生活保護制度を市民に周知させる課題は極めて大きい。

て重要であると考える。

(5) 生活保護行政に疑問があるとき、不当な仕打ちを受けたとき気軽に相談でき、調査、勧告、是正権限をもつ「福祉オンブズパーソン」を設けるべきこと

今回の悲劇的な3事件の重要な教訓の一つは、生活困窮市民が福祉事務所の生活保護担当者しか相手にできず、いかに行政の違法な指導や活動があつても、第3者などに相談することもできずに、最終的には死に至つたことである。

利用者が、生活保護行政に疑問が告書に明記すべきである。

(7) 生活保護行政を、地域の見守りの問題等地域福祉とすりかえるべきではないこと

2006年5月に門司区における餓死事件が起きたとき、市の当局者は「地域の問題である」ことをしきりに強調していた。しかし、「報告書」も指摘しているように、3つの事件は明らかに生活保護行政それ自体の違法な実施によつて引き起こされたことは明らかである。市民自らが行政に救いを求めるに行つてはいるのに生活保護を利用しているにもかかわらず、保護を違法に拒否されたり、現に保

カーは、あばら家のような住居、ライフラインの途絶には目もくれず、病状把握も就労の観点から一面的なものとなり、「仕事が可能」（それも医師の判断を歪めている）という診断が出るや、就労指導一辺倒に陥り、保護辞退を押し付けた。

今回の3事件の原因は、「報告書」が指摘しているように、まさにシステム化された北九州方式にある。したがつて、報告書指摘のアにとどまらず、イも含め全廃しなければ、悲劇の火種が残つてしまい、時の経過とともに、折角の本報告書の指摘が元の木阿弥になつてしまいかねない。すなわち、「数値目標」、「面接業務手引書」の廃棄はもとより、面接主査制の废止、「生活保護業務手引書」の廃棄を、報告書に明記すべきである。

(3) 生活保護制度の市民への広報の徹底、保護申請書を市があらゆる公共機関へ常備し、最低生活費計算ソフトを市民に配布すべきこと

生活保護法が施行されて57年余り経過するのに、今回のような事件が続

らゆる機会をとらえて広報すると、とくに、八幡東、門司区での餓死事件が違法な保護申請拒否が原因であったことを考へると、保護申請書を市のあらゆる公共機関へ常備すべきである。さらに、市民自らが最も生活費を知る機会を保障するため、市は最低生活費を簡単に計算できる最低生活費計算ソフトを全市民に配布すべきである（少なくとも、市ホームページからダウンロードできるようすべきある）。以上のことを報告書に明記すべきである。

（4）検証委員会報告書の実施状況を定期的に点検する、市民、利用者を構成メンバーとする監視委員会（評価委員会）を設置すべきこと

本報告書の8つの提言等の実施状況について定期的に市から報告を求め、その進捗状況を点検し評価し、不十分な場合には、その原因を明確にして改善策を提言する市民、利用者による監視委員会（評価委員会）を設置すべきである。このことを報告書に明記すべきである。

（5）生活保護行政に疑問があるとき、不当な仕打ちを受けたとき気軽に相談でき、調査、勧告、是正権限をもつ「福祉オンライン・パーソン」を設けるべきこと

今回の悲劇的な3事件の重要な教訓の一つは、生活困窮市民が福祉事務所の生活保護担当者しか相手にできず、いかに行政の違法な指導や運動があつても、第3者などに相談することもできずに、最終的には死に至つたことである。

利用者が、生活保護行政に疑問が

あるときや不当な扱いを受けたときに、気軽に相談でき、調査、勧告、是正権限をもつ「福祉オンブズパーソン」制度を設けるべきである。これによつて、利用者は行政と対等の関係に立つ足がかりを得ることができる。これは、現市長の公約でもあり、早急な実現を求める。このことを報告書に明記すべきである。

(6) 二度と生活保護行政による悲劇を引き起こさない決意を内外に示すため、市は慰靈碑を建てるべきであること

我々は、本来命を救うはずの行政の行為によつてこのような悲劇が起きたことが残念でならない。二度とこのような事件を起こさない決意を北九州市当局は内外に示すべきである。この意味で、3人の死者をはじめとする生活保護行政による被害者の靈を慰靈するために、市は慰靈碑を建てるべきである。このことを報告書に明記すべきである。

(7) 生活保護行政を、地域の見守りの問題等地域福祉とすりかえるべきではないこと

2006年5月に門司区における餓死事件が起きたとき、市の当局者は「地域の問題である」ことをしきりに強調していた。しかし、「報告書」も指摘しているように、3つの事件は明らかに生活保護行政それ自体の違法な実施によつて引き起こされたことは明らかである。市民自らが行政に救いを求めに行つてはいるのに生活保護を違法に拒否されたり、現に保護を利用しているにもかかわらず、

併説辯述書を書かされたとして、劇は起きていた。これは、適法な行政を執行するという行政の基本姿勢にかかる問題である。地域福祉とは無縁のことである。

このような行政執行が許されるならば、いかに地域福祉が充実され、貧困者が地域で「発見」され、行政に通報されたとしても、そこで救済を拒否されれば何のための地域福祉かわからないであろう。

したがって、今回の事件が、地域福祉の問題ではないこと、地域福祉を充実すれば今回のような事件が起きないという問題ではないことを、報告書に明記すべきである。

生活保護の違法なし不當な運用が全国的に見られるものの、北九州市においてはその巣窟ともいふべき状況が続いていた。北九州市は、どうよつては要保護状態であるうとも、

し不^レ当な連
の、北九
ともうづぐ
九州市は、
あづと

『生活保護「ヤミ」の
北九州方式』を紹介す

竹下義樹

北九州市民の権利保護と取り組んだきた尾藤慶喜氏の著によるものであり、北九州市の残酷なまでも冷淡な保険行政とその是正を勝ち取つてきし運動の経過が余すところなく報じられてゐる貴重な新著である。

北九州市における過ちを全国で繰り返さないためにも、そして今後のあくまでも生保険行政を実現するためにも、多くのみなさんに一読すべしといふことを願つた。